

# 優良建設工事等表彰における令和2年度表彰の要件について

平成 30 年 12 月 20 日  
広島県土木建築局技術企画課

優良建設工事等表彰事務取扱要領第4条に定める、令和元年度中に県が引渡しを受けた工事を対象に行う令和2年度表彰における要件は以下のとおりです。

## ○表彰対象工事の選定方法

現在の基準点数（84点～86点）以上の評点を受けた工事において、以下の式により計算した値が選考基準以上となる工事を表彰対象とする。

**【選考基準＝当該工事評定点+要件点数】**

区分	業種	基準点数	選考基準
工事	土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、機械器具設置工事、水道施設工事	84点	87点
	大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事	85点	88点
	プレストレストコンクリート工事、法面処理工事、鋼構造物工事、鋼橋上部工事、舗装工事、しゅんせつ工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事	86点	89点

## ○要件一覧

分野	技術向上	地域維持	持続可能
具体策	ICTの活用等	ボランティア等	週休2日の完全実施、若手・女性登用
1点	・ICT土工（2D除く）またはICT舗装工の実施	・マイロード・ラブリバー双方の登録、実施	・週休2日の完全実施
2点			・工事着手時35歳未満の技術者による施工 ・女性技術者による施工

### 1 技術向上分野

#### ICT土工（2D除く）またはICT舗装工の実施

##### ①共通事項

- ・表彰対象工事において実施したもの。
- ・評価対象は1技術（1工事最大1点）
- ・当初施工計画書（変更により新規工種追加となった場合は、直近の変更施工計画書）において施工を計画しているもの。
- ・施工プロセス（3次元起工測量、3次元設計データ作成、ICT建設機械による施工、3次元出来形管理等の施工管理）のいずれかの段階でICT施工技術を活用すれば可とする。
- ・従来施工において、土木工事施工管理基準を適用しない工事は適用対象外。
- ・各技術は、国土交通省が定める平成30年度向け「ICTの全面的活用」を実施する上での技術基準類によるものとする。

工事条件	評価対象技術
1,000m <sup>3</sup> 以上の土工を含む工事	<p>1 3次元起工測量 次の（1）から（7）のいずれか（複数選択可）による起工測量            (1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量            (2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量            (3) トータルステーション等光波方式を用いた起工測量            (4) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量            (5) RTK-GNSSを用いた起工測量            (6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量            (7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</p> <p>2 3次元設計データ作成 1で計測した測量データと、発注者から貸与された発注図データを用いて3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成するもの。</p> <p>3 ICT建設機械による施工 2で作成した3次元設計データを用い、3次元MCまたは3次元MGブルドーザ、3次元MCまたは3次元MGバックホウにより施工を実施するもの。</p> <p>4 3次元出来形管理等の施工管理            (1) 出来形管理 次の①から⑦のいずれか（複数選択可）による出来形管理            ①空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理            ②地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理            ③トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理            ④トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理            ⑤RTK-GNSSを用いた出来形管理            ⑥無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理            ⑦地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理            (2) 品質管理 TS・GNSSを用いた締固め回数管理</p>
1,000m <sup>2</sup> 以上の舗装工を含む工事	<p>1 3次元起工測量 次の（1）から（4）のいずれか（複数選択可）による起工測量            (1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量            (2) トータルステーション等光波方式を用いた起工測量            (3) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量            (4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</p> <p>2 3次元設計データ作成 1で計測した測量データと、発注者から貸与された発注図データを用いて3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成するもの。</p> <p>3 ICT建設機械による施工 2で作成した3次元設計データを用い、3次元MCモーターグレーダ、3次元MCブルドーザにより施工を実施するもの。</p>

	<p>4 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>次の（1）から（4）のいずれか（複数選択可）による出来形管理</p> <p>（1）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</p> <p>（2）トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理</p> <p>（3）トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理</p> <p>（4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</p>
--	---

②提出書類（予定）

- ・申請様式
- ・当初施工計画書該当ページ（写）（機械関係、施工方法、施工管理計画等）
- ・最終施工計画書該当ページ（写）
- ・実施状況のわかる写真、データ抜粋など

※該当工種が新規追加となった場合

- ・変更契約書（写）…該当工種が追加となったことがわかるページの写を添付
- ・変更施工計画書（写）…上記変更契約後直近の該当ページ

## 2 地域維持分野

### マイロード・システム、ラブリバー制度双方の登録、実施

①共通事項

- ・優良建設工事の引渡年度において、社として、県内で、マイロード・システム、ラブリバー制度の両方の認定、両方の実施がある場合に加点する。
- ・1社での登録、実施に限り対象とする。（複数社での登録は対象としない）
- ・表彰対象工事すべてを対象とする（複数工事が表彰対象の場合は、それぞれの工事に加点する）

項目	内容
対象制度	広島県マイロード・システム 広島県ラブリバー制度
認定の確認方法	認定書（入札参加資格者名簿でも可）
実績の確認方法	アダプト制度実施要綱に基づく活動実績報告書で、（市町経由で）事務所（支所）へ提出されたもの。

②提出書類

- ・申請様式
- ・認定書（入札参加資格者名簿でも可）の写し
- ・活動実績報告書の写し

### 3 持続可能な分野

#### 週休 2 日の完全実施

##### ①共通事項

- ・表彰対象工事において各月の 2/7 以上の日数を完全に現場閉所した場合に加点する。
- ・当初施工計画時点において、週休 2 日相当の現場閉所日を設定した工事に限る。
- ・対象期間は、工事着手する日（準備期間は含まない）から工事完了日（後片付け期間は含まない）までとし、次の期間は対象期間から除く。
  - ア 年末年始 6 日間及び夏季休暇 3 日間
  - イ 工場製作のみが行われている期間
  - ウ 災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- ・現場閉所日数とは、対象期間内において、下請業者も含めて、1 日を通して、現場事務所での内業を含むいずれの現地作業も実施していない日の合計とする。なお、現地作業には、資材納入や交通誘導、運搬等建設業に該当しないものは含まない。
- ・閉所日の現場の安全管理等は閉所と認める。
- ・1 工事あたり最大 1 点

項目	内容
対象	現場施工のある工事 週休 2 日モデル工事の該当か否かは問わない。
確認方法	休日取得計画表（週休 2 日モデル工事様式） ～記載（計画及び実績） 日報、月報の写しにより確認する。

##### ②提出書類

- ・申請様式
- ・実績を記入した休日取得計画表（週休 2 日モデル工事様式）
- ・日報・月報の写し
- ・当初・変更施工計画書該当ページ

## 工事着手時35歳未満の技術者による施工

### 女性技術者による施工

#### ①共通事項

表彰対象工事において、原則として、工期の全期間にわたり従事した主任・監理技術者とし、表彰対象技術者と同一の者とする。

それぞれの項目ごとに加点する（1工事最大4点）

項目	内容
対象	工事着手時35歳未満の技術者による施工
確認方法	雇用関係の写し（健康保険証の写しなど）

項目	内容
対象	女性技術者による施工
確認方法	健康保険証の写しなど（性別が記載されているものに限る）

#### ②提出書類

・申請様式

・健康保険証の写しなどの要件の確認ができる書類（※要件に関係しない個所は黒塗り等により消去）

## ○表彰対象者の決定時期

令和2年度表彰においては、要件に関する審査期間を勘案し、表彰者の決定を8月とする予定。

なお、令和元年度は7月に表彰者を決定する。